

突如、電子掲示板に自分を誹謗中傷する内容が書き込まれたらどうすればいいのか。すすきの、ニュークラブ、スナックなどで働くホステスの女性が、子どもが実際にいないのに産んだ子どもを放置して働いているとか、虚偽であろうと思われる家族構成や性癖などが書き込まれ、それがさらにエスカレートしてしまっていた場合、どうすればいいのかという事例で考えてみたい。なぜならば、「飲み屋の女性」と称される女性たちが安易に誹謗中傷されるケースが多いと以前から思えてならなかったからである。

実際に、取るに足らない小さな誹謗中傷の書き込みを我慢しているケースが数多くあるように思われる。賢い女性なら、お店で表情に出してしまえば、また、周りに誹謗中傷されて困っていると披露（ひれき）してしまえば、もしかしたら、周りにいるその情報の発信者がほくそ笑むだろうと思うからである。しかし、ほとんど数多くの無責任な書き込みがエスカレートすれば、心が徐々に病んでくるのが通常の人の感覚である。そのよ

うな場合、電子掲示板に書き込まれた内容のほとんどが取るに足りない嘘の書き込みであると冷静に考えているサイレントマジョリティーの人々の感覚よりも、エスカレートしていく誹謗中傷の言葉が日常生活の中でどうしても気になってしまうのも致し方ないことである。そして、誹謗中傷をした人が誰か、同じ店舗で働く他のホステスか、無責任な客か、まったくの第三者なのかなどと、誹謗中傷をし続けている発信者が誰であるのかをどうしても特定したいと思うようになるのも当然である。

そのような場合、私は、まず誹謗中傷されている掲示板の内容を特定し、電子掲示板を管理する管理者（以下、便宜上、「管理者」という）にその書き込みを抹消するよう依頼する書面を送付することを考える。インターネット上で削除依頼をする方法や削除に関する取り決めなどが公開されていることも少なくないので、それに従って削除するよう求める。書式自体は、プロバイダー責任法ガイドライン等検討協議会が作成している書式に則って削除請求をすることが有益

である。どこに送付すればいいのかという管理者の宛先などの情報は、誹謗中傷されている電子掲示板にアクセスしてアドレス（URI）を確認しドメインを特定し、そのドメインを株式会社日本レジストリサービスのホームページなどを利用して検索することで明らかにできる。そして、プロバイダー責任法第3条2項所定の免責規定との関係で、管理者は削除することに同意をどうかを発信者に照会することになっている。誹謗中傷を行った発信者にとっては、自ら

が誹謗中傷した女性が自分のすぐ近くまで迫っていることを自覚して驚き、さらなる書き込みを止めることも実際に多いと聞く。その結果、削除請求という形でさらなる誹謗中傷の書き込みがなされないようになることが期待できる。また、同時並行で進める動きであるが、相談当初から、誹謗中傷されている書き込み部分のみならず、できる限りその周辺や全体のスレッドについてコピーでもいいからデータ保存してもらうことを助言している。なぜならば、いわゆるプロバイダー責任法では、プロ

バイダーが通信記録をいつまで保存しておくべきかという法的義務を認める規定が置かれていないため、相談者がその後の方針を迷っている間に抹消されてしまいかねないからである。将来、発信者の氏名、住所が特定されて損害賠償請求ができる段階になっても、それほど損害賠償額が高額化することが期待できない場合だと、相談者がなかなか結論を出せない間に、書き込み部分が抹消されて具体的に主張立証できない事態にもなりかねないことに注意を要する。

どの程度、通信記録が保存されているのかという点について調べてみると、「3ヶ月を目処に」との意見が少なくないようである。その上で、削除要請にプロバイダが応じてくれても、抹消された後に繰り返し書き込みが続けられてしまうような悪質な場合や発信者に対して損害賠償請求をする場合には、当該発信者を特定するしかない。そこで通信記録の保存のための保全処分を申し立て、また、発信者情報を開示してもらうための開示請求をすることとなる。